

措置状況の報告（意見）

産業観光部（R8. 2. 10 実施監査）

チェック事項 所属名		旅費の支出事務について
観光課	意見	<p>・前回、復命書（部長専決）について、文書主任の押印がないものがあった件に関して、今回も措置されていないものがあつた。</p> <p>文書管理規程にのっとり、適正に事務処理をすること。 本事案については、前回注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかったため、意見としたものである。今回の指摘を真摯に受け止め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
	措置状況	<p>同様の誤りの発生を防止するため、本意見について課内全職員に周知した。</p> <p>今後は、部長以上の決裁を要する起案文書において、所属長の合議を受ける前に文書主任の審査がされるかどうか、文書の起案者だけでなく、決裁ルート上の全職員が確認をし、適正な事務の執行が図れるよう徹底することとする。</p>